（法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者）

第十九条の二十二　動力プレスに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ　（略）

二　（略）

2～8　（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1)～(4)　（略）

(5)　学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の四　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二　（略）

三　較正員が次のいずれかに該当する者であること。

イ　（略）

ロ　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後二年以上気中粉じん濃度の測定に関する業務に従事した経験を有するもの

ハ　（略）

2　（略）

（法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者）

第十九条の二十二　動力プレスに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ　（略）

二　（略）

2～8　（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1)～(4)　（略）

(5)　学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の四　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二　（略）

三　較正員が次のいずれかに該当する者であること。

イ　（略）

ロ　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、その後二年以上気中粉じん濃度の測定に関する業務に従事した経験を有するもの

ハ　（略）

2　（略）